

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和53年2月から54年3月までの国民年金保険料並びに56年2月、同年3月及び61年10月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年2月から54年3月まで
② 昭和56年2月及び同年3月
③ 昭和61年10月

私の国民年金の加入手続は、私が、昭和53年2月に会社を退職したため、私の妻が、同年同月頃に市役所で行った。国民年金保険料は、妻が、集金人又は金融機関や市役所で、夫婦二人分を納付していた。申立期間①の定額保険料並びに申立期間②、③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間における夫婦二人分の国民年金保険料を、集金人又は金融機関や市役所で納付していたと主張しているところ、特殊台帳及び申立期間当時夫婦が居住していた市の年金徴収リストにおいて、保険料を夫婦一緒に納付していたことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の妻の記憶とは異なり、昭和54年12月頃に行われたものと推認できるが、その妻の申立期間①の国民年金保険料は、申立人の国民年金の加入手続後である55年4月及び同年5月に過年度納付されており、夫婦一緒に保険料を納付していた状況及び申立人も申立期間①直後の保険料が過年度納付されて

いることを考え合わせると、申立期間①の保険料についても過年度納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人の妻の申立期間②及び③の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付されていることが特殊台帳及びオンライン記録により確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していた状況を考えると、申立期間②及び③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年5月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは7万6,000円、同年10月は10万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年6月2日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同年6月2日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から同年10月までは10万円、同年11月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、B社の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和46年6月2日から同年12月1日まで

私は、申立期間①については、A社のD事業所でE職として勤務し、申立期間②については、B社でF職として勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間になっていない。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、G社が保管する申立人の人事記録及び複数の同僚

の供述から、申立人は、当該期間においてA社D事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における後任者には、勤務期間に対応した厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人と同様に、H免許を取得後2年以内の期間において、E職として勤務していた同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の申立人の後任者及び同僚の記録から、昭和45年5月から同年9月までは7万6,000円、同年10月は10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無いため不明。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、G社が保管する申立人の人事記録、申立人から提出された家計簿及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が、「私が勤務する半年前に、私と同じ条件で勤務していた妻には厚生年金保険の被保険者記録がある。私の前任者である妻が被保険者になっているので、私も被保険者になっていたと思う。」と供述しているところ、申立人の妻には、勤務期間に対応した厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人と同様に、H免許を取得後2年以内の期間において、F職として勤務していた同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の家計簿及び同僚の記録から、昭和46年6月から同年10月までは10万円、同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、「社会保険の得喪に関する記録は、全て保管しているが、申立人の記録は無いため、届出を行っていない。」と回答していることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで
年金事務所から、A社とD社（現在は、C社）に勤務していた同僚の年金記録を訂正することになったため、私の年金記録について、確認の質問書が届いた。資料は何も無いが、私も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人と同時期にA社からD社へ異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、当該期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からD社に異動）していたことが認められる。

また、上記の同僚は、その所持する給与明細書から、昭和45年5月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、事業主は、申立人に係る資料を保管していないが、A社は、会社分割に伴い昭和45年6月1日にB社に名称変更しているところ、上記の同僚の所持する同年5月分の給与明細書にはA社、同年6月分の給与明細書にはD社と記載されており、B社の社名は記載されていないことから、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 45 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、C 社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、D 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、D 社は、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚は、その所持する給与明細書から、昭和 45 年 6 月の厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 45 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年4月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月18日から同年5月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社して以来、61年6月27日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、同社C支店から同社本店へ転勤した時の39年4月18日から同年5月1日までの期間が被保険者期間となっておらず、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した資料に記載されている申立人の所属歴から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年4月18日に、同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日は、昭和46年10月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月頃から47年10月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和47年10月1日となっているが、実際には、同社C事業所を46年10月頃に退職しており、退職後に給料は支給されず、厚生年金保険料も控除されていない。

調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

なお、被保険者期間が短くなることについては了解している。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人の2枚の人事記録において、1枚目には、「退社年月日 71年（昭和46年）10月20日」と記載、2枚目には、「発令年月日：昭和46年10月20日 退職」と記載されている。

また、B社は、「申立人の申立期間に係る勤務実態は無いと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間期首の昭和46年10月25日から同年11月25日までの期間において、A社C事業所とは地域及び職種が全く異なるD社に係る厚生年金保険の被保険者となっており、同事業所の被保険者資格を喪失後も継続して同事業所におけるE共済組合に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年10月20日にA社C事業所を退職し、同年10月21日に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月20日まで

私は、昭和59年4月から平成6年5月頃までA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失している。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年3月31日（後に、同年4月20日に変更）より後の同年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額を4年5月に遡及して減額訂正するとともに、申立人を含む同僚23人について資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の経理担当者が、「経営不振のため、社長が社会保険事務所（当時）と協議していた。」と述べていることから、当時、A社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成6年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の

資格喪失日は当該喪失した旨の処理を行った同年4月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月20日まで
私は、平成5年8月から6年5月頃までA社に継続して勤務していた。
しかし、厚生年金保険の記録では、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失している。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年3月31日（後に、同年4月20日に変更）より後の同年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額を4年5月に遡及して減額訂正するとともに、申立人を含む同僚23人について資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の経理担当者が、「経営不振のため、社長が社会保険事務所（当時）と協議していた。」と述べていることから、当時、A社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成6年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当該喪失した旨の処理を行った同年4月20日であると認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月20日まで
私は、平成5年7月から6年5月頃までA社に継続して勤務していた。
しかし、厚生年金保険の記録では、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失している。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成6年3月31日（後に、同年4月20日に変更）より後の同年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額を4年5月に遡及して減額訂正するとともに、申立人を含む同僚23人について資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の経理担当者が、「経営不振のため、社長が社会保険事務所（当時）と協議していた。」と述べていることから、当時、A社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成6年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は当該喪失した旨の処理を行った同年4月20日であると認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から54年3月までの期間、59年7月から61年3月までの期間、平成2年12月から3年3月までの期間、6年10月から7年3月までの期間、17年2月から同年4月までの期間、18年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、4年1月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から54年3月まで
② 昭和59年7月から61年3月まで
③ 平成2年12月から3年3月まで
④ 平成4年1月から5年3月まで
⑤ 平成6年10月から7年3月まで
⑥ 平成17年2月から同年4月まで
⑦ 平成18年10月及び同年11月

私は、確かな記憶があるわけではないが、20歳の頃、当時住んでいた市の市役所から、国民年金に関する手紙が送られてきたような気がする。

国民年金の加入手続を行ったかどうかについては記憶が無く、その後の国民年金保険料を納付したとする確たる記憶があるわけではないが、夫婦二人分の年金手帳や領収書に領収印を押してもらったという記憶があり、家計簿には、申立期間の一部について、保険料を納付していたことが書かれている。

申立期間①の途中で元夫が就職し、厚生年金保険に加入しており、また、私自身も厚生年金保険に加入しているという記録になっているようだが、私はアルバイトとして働いていたため、厚生年金保険に加入していることを知らず、国民年金と厚生年金保険との関連性についても知らなかったため、厚生年金保険の加入期間も含めて、引き続き国民年金保険料を納付していたのではないかと思う。

申立期間②当時は、元夫と同居しており、収入もあったため、国民年金保険料の免除申請を行ったことは無く、保険料を納付し続けていた。

その後も、申立期間③及び④を含め、元夫と別居した平成4年頃までの間は、夫婦二人分の国民年金保険料を、定期的に納付していたと思う。

ただし、申立期間④当時は一人で住んでおり、その頃に、国民年金保険料の免除に関する案内を受けた憶^{おぼ}えがある。私は、免除の申請を行った記憶は無いが、仮に、申請を行っていたとすると、元夫と同居していた申立期間②ではなく、申立期間④の可能性の方があると思う。

申立期間⑤当時は息子と同居していたため、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間⑥及び⑦は、金融機関の口座からの振替により、国民年金保険料を納付していたが、振替できなかったときは、銀行で納付したり、集金人に納付していたこともあった。申立期間⑥の前後の期間については領収書を持っているため、その期間の保険料についての領収書を持っていないからといって、保険料を納付していなかったとは思えない。

申立期間①、②、⑥及び⑦までの国民年金保険料が未納又は免除とされていることに納得できないため、保険料納付済期間として認めてほしい。

また、申立期間③から⑤までについては、保険料納付記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和54年4月に行われたものと推認され、その当時、申立期間①のうち、47年3月から53年5月までの期間については任意の未加入期間であり、46年6月から47年2月までの期間については時効により、遡って国民年金保険料を納付することはできず、53年6月から54年3月までの期間については、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、一緒に保険料を納付していたとする元夫も未納とされている。

また、申立人は、申立期間①の始期から前述の国民年金の加入手続時期までを通じて同一市内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出された可能性は考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の一部について、「家計簿」に国民年金保険料を納付していたことが書かれているとしている。確かに、当該「家計簿」には、国民年金保険料の納付を示す記述は確認できるものの、当該記述は、申立人の申立期間の保険料が納付されていたものとまでは推認できない。

加えて、申立期間②について、申立人は、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いとしているが、オンライン記録によると、昭

和 59 年 7 月及び 60 年 7 月に、当該期間の保険料の免除申請が行われている上、オンライン記録及び申立人が当該期間当時居住していた市の「年度別納付状況リスト」によると、当該期間直前の 58 年 10 月から 59 年 6 月までの保険料については、免除された後、追納されていることが確認できる。58 年 10 月から申立期間②の終期である 61 年 3 月までの保険料が免除されるためには、複数回の免除申請が行われる必要があるため、申立期間②において、申立人の保険料免除申請が行われていなかったとは考えにくく、オンライン記録の内容に、特段不自然な点は見当たらない。

その上、申立期間⑥及び⑦について、申立人は、自身の金融機関の口座からの振替により国民年金保険料を納付したとしているが、当該金融機関の「預金移動明細書」によると、当該口座から、当該期間に係る保険料は振り替えられておらず、オンライン記録によると、平成 19 年 6 月に、申立期間⑦のものと考えられる保険料の納付書が発行されている上、申立期間⑥及び⑦については、保険料の収納事務が国に一元化された 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

また、申立期間は 7 回、合計 145 か月にわたっており、複数の行政機関が、これだけの回数及び期間の事務処理を誤るとも考えにくく、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたとする心証を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③まで及び⑤から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私は、昭和45年11月に結婚した時に、義母から夫の分と一緒に国民年金の保険料を納付するように言われ、その頃に国民年金の加入手続をA区役所で行い、私の誕生月である同年*月まで遡って納付した。

加入手続を行った後は、毎月、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間の夫の記録は、保険料が納付済みとされているのに、私の記録は、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月に結婚した頃に、A区で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は52年3月頃と推認されることに加え、45年11月時点において、申立人の住民登録はB区でされていることから、申立内容と相違する上、申立人の別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和52年3月頃と推認されること、及びA区に国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す被保険者台帳管理簿に「52.5.30」と記載されていることから、国民年金の加入手続を行った頃に、遡って納付することが可能な期間の国民年金保険料については、現年度納付及び過年度納付により納付したが、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 22 年 4 月から 23 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 4 月から 23 年 3 月まで

申立期間の学生納付特例の申請については、申請書が郵送されてきたため、平成 22 年 12 月頃に、学生証のコピーを添付して郵送により行った。

申立期間に係る国民年金保険料の納付が猶予されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 22 年 12 月頃に、学生証のコピーを添付して、申立期間に係る国民年金保険料の学生納付特例の申請を、郵送により行ったと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市及び年金事務所に保管されている学生納付特例の申請に係る受付簿等によると、申立期間の前後の年度についての申請が行われたことは確認できるものの、申立期間については、同申請が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の学生納付特例の申請を行い、かつ同申請が承認されたことを示す関連資料が無く、ほかに保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から10年4月まで

私は、20歳になった平成4年*月頃に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が平成4年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険被保険者となるまで、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、10年6月に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に付番された番号であり、申立期間の保険料を納付するために必要となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間を含んでおり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6922

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年3月まで

私は、会社を退職した昭和48年12月頃、当時居住していた市の市役所出張所で、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が、当該出張所の窓口で、加入当初から、定期的に納付しており、途中、まとめて納付したこともあったが、督促状が届いた憶えはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和48年12月頃に、当時居住していた市の市役所出張所で、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、51年10月頃と推認され、申立人の主張する時期と相違する上、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料については、市役所出張所の窓口で納付していたと述べているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 2 月まで

私は、高校の友人の紹介で昭和 50 年 5 月から税理士事務所である A 社に勤務していた。52 年 2 月に結婚のため退職したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の事業主の記憶から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は平成 5 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できるとともに、厚生年金保険法によると、税理士等の法務の事業は厚生年金保険の強制適用事業所とならない事業であり、同社の事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので国民年金に加入していた。申立人から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 31 年 12 月まで
② 昭和 32 年 1 月から 38 年 7 月まで
③ 昭和 38 年 7 月から 42 年 10 月まで
④ 昭和 42 年 11 月から 51 年 12 月まで

夫の記憶に基づき子が作成した職歴書（以下「職歴書」という。）には、申立期間①はA地のB社に、申立期間②はC地のD社に、申立期間③はE地のF社G課に、申立期間④はH社（当時は、I社）J課に勤務していたと書いてあるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の職歴書には、「昭和 27 年 4 月にA地のB社に入社し、31 年 12 月に退社した。」と記載されている。

しかしながら、オンライン記録において、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、所在地を管轄する法務局においても、同社の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は既に死亡しており、申立人の妻及び子は当時の勤務実態、同僚の氏名等を聞いていない上、当該期間後に申立人が厚生年金保険被保険者となっている2社に、申立人の履歴書等について照会を行ったが、いずれも保存していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、申立人の職歴書には、「昭和 32 年 1 月に C 地の D 社に入社し、38 年 7 月に退社した。」と記載されている。

しかしながら、オンライン記録において、D 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、所在地を管轄する法務局においても、同社の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、既に死亡しており、申立人の妻及び子は当時の勤務実態、同僚の氏名等を聞いていない上、当該期間後に申立人が厚生年金保険被保険者となっている 2 社に、申立人の履歴書等について照会を行ったが、いずれも保存していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、申立人の職歴書には、「昭和 38 年 7 月に E 地の F 社 G 課に入社し、42 年 10 月に退社した。」と記載されている。

しかしながら、オンライン記録において、E 市内に F 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は当該期間においては見当たらない上、所在地を管轄する法務局において、同社の名称と類似の商号の事業所が多数存在することから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、既に死亡しており、申立人の妻及び子は当時の勤務実態、同僚の氏名等を聞いていない上、当該期間後に申立人が厚生年金保険被保険者となっている 2 社に、申立人の履歴書等について照会を行ったが、いずれも保存していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

申立期間④について、申立人の職歴書には、「昭和 42 年 11 月に H 社 J 課に入社し、51 年 12 月に退社した。」と記載されている。

しかしながら、H 社は、「賃金台帳を確認したが、申立人の氏名は記載されていない。」と回答している上、当該期間に、同社に勤務していた元社員 18 名に照会を行ったところ、いずれの者からも、申立人に係る証言を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 1 日までの期間は K 社において、同年 12 月 2 日から 45 年 3 月 16 日までの期間は L 社（現在は、M 社）において厚生年金保険被保険者となっており、申立人の雇用保険被保険者記録の事業所名不明のデータと被保険者期間がおおむね一致する上、申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、50 年 8 月 1 日に N 社において同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、既に死亡しており、申立人の妻及び子は当時の勤務実態、同僚の氏名等を聞いていない上、N 社に、申立人の履歴書等について照会を行ったが、保存していないことから、申立人の当該期間に

における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 12 月 3 日から 11 年 1 月 1 日まで
② 平成 11 年 1 月 20 日から同年 3 月 21 日まで

私は、A社に入社し、申立期間①はB社所有の船舶Cに、申立期間②はD社所有の船舶Eに乗船していたが、船員保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。A社から給与が支給されていたし、過去にも同社において3回も船員保険の被保険者となっていることから、申立期間①及び②が被保険者期間となっていないのは納得できない。調査の上、申立期間①及び②を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の派遣船員として船舶C及び船舶Eに乗船していたと述べているところ、申立人が所持する船員手帳から、申立期間①はB社所有の船舶Cに、申立期間②はD社所有の船舶Eに乗船していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間①及び②においては船員保険の適用事業所になっていない上、同社の元事業主は、「申立人は、当社退職後に船舶C及び船舶Eに乗船していたと思う。船員保険の加入及び船員保険料控除については、各々の船舶所有者が行っていたと思われるので、不明である。」と回答している。

一方、B社の申立期間①当時の事業主を含む役員4名に、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について照会したが、回答を得ることができず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

また、B社の被保険者のうちの1名は、「申立期間①に船員保険業務を担当していたのは当時の常務であり、その常務は既に亡くなっているので当時のことは何も分からないと思う。」と述べている。

さらに、D社の申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、同社は、「当時の社員名簿を確認したが、申立人の名前は記載されていなかったもので、当社の正社員ではなかったと思われる。なお、A社から派遣されて当社所有の船舶Eに乗船しているのであれば、当社は申立人に給料を支給しておらず、船員保険料を給与から控除していない。」と回答している。

加えて、申立人は、同僚を記憶していないため、申立人の船員保険料の控除について確認することができない上、船舶Eの船長は、申立人を覚えているが、「申立人は、短期間雇用だったので、D社の社員ではなく派遣船員だったと思う。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 26 日まで
A社の厚生年金保険被保険者期間である申立期間について、脱退手当金が支給されているということだが、受給した記憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年11月18日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、A社を退職後、昭和46年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由およびその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 2 月から同年 6 月 1 日まで
② 平成 5 年 8 月 1 日から同年 10 月 26 日まで

私は、A社に平成4年2月に入社し、5年10月25日まで継続して勤務していたのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

入社時に、入社後3か月から6か月間は見習期間だが、厚生年金保険には加入させると聞いていたので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「平成4年2月にA社に入社した。入社後3か月から6か月間は見習期間であったが、その期間であっても厚生年金保険に加入させると聞いていた。」と述べているところ、A社は、「平成4年3月13日付けの同年2月の社会保険料などが記載されている雇用保険料・社会保険料各人別徴収明細書（以下「各人別徴収明細書」という。）に臨時扱者として申立人の氏名が初めて記載されていることから、勤務開始日は特定できないが、申立人は、同年2月から当社に勤務していた。」と回答していることから、当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、3か月から6か月間の臨時あるいは見習期間を経て正社員となるのが一般的であった。臨時扱者からは、社会保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、各人別徴収明細書において、申立人は、平成4年2月から同年5月までは臨時扱者とされ、厚生年金保険料が控除されていない上、同年6月から厚生年金保険

料の控除が開始されていることが確認でき、オンライン記録と符合する。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は、平成4年6月1日と記載され、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は、A社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、A社を平成5年7月31日に離職していることが確認でき、オンライン記録と合致する。

また、平成5年8月以降の各人別徴収明細書を確認したところ、申立人の記載は無いことが確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は平成5年8月1日とされている上、備考欄には同年7月31日退職と記載され、オンライン記録と符合する。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。